令和８年（フ）第７６号
北海道岩見沢市９条東８丁目１番地17
破産者　伊藤　里佳
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１８４号
群馬県前橋市富田町1674番地78
破産者　稲川舞（旧姓今田）
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３３０号
石川県白山市佐良ロ123番地　特別養護老人ホーム大門園　内、住民票上の住所石川県白山市木津町1424番地１
破産者　尾形　英子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７３号
石川県野々市市長池223番地　プロヴァンス21―208号
破産者　菅野　岳利
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０１号
金沢市泉野町２丁目17番１号　ヴェールドー103号、従前の住所宮崎県小林市南西方3139番地１
破産者　中屋敷さゆり
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２１号
金沢市高尾台１丁目301番地　オークビレッジ201号、従前の住所石川県野々市市清金２丁目１番地15
破産者　桑野　裕也
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１号
岐阜県中津川市加子母5085番地１
破産者　内木　勝雄
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第１９１号
静岡県御殿場市新橋1663番地の３
破産者　芹澤　圭寿
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第４５４号
静岡県裾野市平松610番地の１　エクセルオカダ102、開始決定時の住所静岡県裾野市茶畑548番地の６
破産者　山田　直樹
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１１８号
静岡県沼津市若葉町１番43号
破産者　相澤　勝代
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
静岡県沼津市若葉町１番43号
破産者　相澤　真一
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第６０号
兵庫県加古郡稲美町国岡1464番地の13　１階、従前の住所兵庫県三木市さつき台１丁目５番地の２
破産者　龍屋工務店こと　日髙　達也
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市網干区坂上343番地11、従前の住所兵庫県姫路市余部区上余部145番地46
破産者　青山商店こと　青山　幸司
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９１号
兵庫県加古川市加古川町稲屋407番地の14、従前の住民票上の住所京都市北区衣笠馬場町40番地１　たんぽぽの家107
破産者　和風かふぇ金皓庵こと　徳丸　皓揮
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３５７号
兵庫県赤穂市浜市488番地１、従前の住所兵庫県姫路市広畑区高浜町４丁目25番地46
破産者　田中　未来
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市飾東町夕陽ケ丘81番地　市営唐端住宅７棟１号
破産者　髙木春見（成年後見人荻野　正和）
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市新在家中の町９番15号
破産者　たこ焼あずきちこと　江見　　悟
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２２号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1815番地の18
破産者　東保商会こと　東保　芳夫
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部